

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年6月12日
【会社名】	ReYuu Japan株式会社
【英訳名】	ReYuu Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 谷口 領
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 三宅 弘晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階
【電話番号】	03(6230)9388
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 三宅 弘晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債(転換価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債) その他の者に対する割当 180,000,000円 (注) 上記の募集金額は、本有価証券届出書現在における見込み額です。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	ReYuu Japan株式会社 東京本社 (東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月20日に提出いたしました有価証券届出書及び2026年6月1日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、2026年6月12日に半期報告書及び臨時報告書を提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の記載内容の訂正をするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

### 第三部【追完情報】

（訂正前）

#### 1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）及び半期報告書（第39期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月12日）までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年5月20日）現在において判断したものであります。

#### 2 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年5月20日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

（省略）

（訂正後）

#### 1 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）及び半期報告書（第39期中）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月12日）までの間において変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月12日）現在において判断したものであります。

#### 2 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第38期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年6月12日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

（省略）

（2026年6月12日提出の臨時報告書）

##### 1 提出理由

当社は、2026年6月12日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

（1）異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

代表者となる者

氏名 （生年月日）	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
谷口 領 （1982年3月23日生）	代表取締役社長CEO	取締役CFO 兼 CSO	2026年6月12日	- 株

## 代表者でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
重富 崇史 (1978年12月3日生)	-	代表取締役社長CEO	2026年6月12日	1,400株

## (2) 新たに代表者になる者についての主要略歴

谷口 領	2005年4月 KOBE証券株式会社(現 インヴァスト証券株式会社) 入社 2007年8月 三菱UFJ証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2023年6月 ギークス株式会社 入社 2025年1月 W2株式会社 入社 2025年9月 当社 入社 企画管理部 部長 2026年1月 当社 取締役CFO 兼 CSO 2026年6月 当社 代表取締役社長CEO(現任)
------	--

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年1月30日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第38期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年5月18日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第38期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年1月30日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第38期)	自 2024年11月1日 至 2025年10月31日	2026年5月18日 近畿財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第39期中)	自 2025年11月1日 至 2026年4月30日	2026年6月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年6月12日

ReYuu Japan株式会社  
取締役会 御中プログレス監査法人  
大阪事務所

指定社員	公認会計士	柴田洋
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	井川雅貴
業務執行社員		

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているReYuu Japan株式会社の2025年11月1日から2026年10月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ReYuu Japan株式会社の2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2025年10月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表及び2025年4月30日をもって終了した前中間会計期間の中間財務諸表は、それぞれ前任監査人によって監査及び期中レビューが実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2026年1月30日付けで無限定適正意見を表明し、当該中間財務諸表に対して2025年6月10日付けで無限定の結論を表明している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。